

令和3年1月19日

会員事業所各位

緊急事態宣言に伴う業務体制について

各種報道で、皆様ご存知のように、新型コロナウイルス感染症が国内でも急増する状況を受け、1月7日に緊急事態宣言が発令されました。

これを受けて当商工会議所では感染症リスクの縮小を図るため、職員の一部を在宅勤務にしています。そのため、同宣言が解除されるまでの間、各種対応などにお時間を頂く場合がございますが、通常とほぼ同じ業務を行っております。

当所での相談にあたっては、消毒液・非接触型検温器の設置や飛沫感染を防ぐため相談者との間にアクリルボードを設けて対応しておりますが、マスクは必ずご着用ください。

新型コロナウイルスに関する相談窓口は、引き続き開設して経営支援を行っております。

なお、万が一今後感染が拡大して、当所を閉鎖せざるを得ない場合に備えて、電話による相談のほか、オンラインによる経営相談ができる体制を整えてまいります。ご不便をおかけいたしますが、ご理解いただきますよう、よろしくお願い致します。

連絡先：大和商工会議所

会員管理サービスチーム

Tel：046-263-9111

経営支援チーム

Tel：046-263-9112